

社会福祉法人川崎町社会福祉協議会定款施行細則

平成9年6月12日
平成12年2月1日
平成12年4月1日
平成13年5月31日
平成17年6月1日
全改正平成28年12月17日

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 評議員会（第2条—第7条）
 - 第3章 理事会（第8条—第19条）
 - 第4章 監事（第20条、第21条）
 - 第5章 評議員及び役員の選任等（第22条—第27条）
 - 第6章 評議員及び役員の欠員補充（第28条）
 - 第7章 評議員選任・解任委員の選任等（第29条、第30条）
 - 第8章 細則の変更（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人川崎町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第48条の規定により、本会の法人運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会

（決議事項）

第2条 評議員会で決議すべき本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の決議
- (3) 理事等の責任の免除

- (4) 役員報酬等基準の承認
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散の決議
- (8) 合併の承認
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他定款で定めた事項
(報告事項)

第 3 条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) その他評議員から報告を求められた事項
(評議員会)

第 4 条 評議員会は、定例会と臨時会とに分けて、理事会の決議を得て会長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業年度終了後 3 か月以内の定時評議員会
 - ア 前年度の決算報告及び事業報告
 - イ 社会福祉充実計画
 - ウ その他、定款第 12 条及び第 46 条に規定する事項
- (2) 3 月評議員会
 - ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
 - イ 翌年度の予算及び事業計画
 - エ その他、定款第 12 条及び第 46 条に規定する事項

3 臨時会は、理事会が必要と認めるとき、又は定款第 14 条第 2 項の規定に基づき評議員会の開催請求があったときに会長が招集する。

(評議員会の招集)

第 5 条 会長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の 5 日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書等を添付するものとする。

(関係者の出席)

第 6 条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第 7 条 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

2 議事録は、提出議案書等を添付して保存するものとする。

第3章 理事会

(決議事項)

第8条 理事会で決議すべき本会の業務事項は次のとおりとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- (2) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財及び借入金の償還計画の変更
- (5) 施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) コンプライアンスの体制の整備
- (8) 競業及び利益相反取引
- (9) 予算及び事業計画
- (10) 決算、計算書類及び事業報告等の承認
- (11) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (12) 建設工事請負や物品納入等の契約締結、その他重要な契約締結
- (13) 寄付金の募集に関する事項
- (14) 新たな事業の経営又は受託
- (15) 法人・施設等の運営に関する規程等の制定及び変更
- (16) 理事会による役員の実任の一部免除
- (17) その他重要な業務執行の決定及び定款に定める事項

(報告事項)

第9条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果等
- (3) 定款第21条第5項の規定による報告事項
- (4) 定款第27条の規定により会長が専決した事項
- (5) その他、役員から報告を求められた事項

(理事会)

第10条 理事会は、定例会と臨時会とに分けて、会長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業年度終了後3か月以内の定時理事会
 - ア 前年度の決算報告及び事業実績報告
 - イ その他、定款第27条及び第48条に規定する事項
- (2) 3月理事会

- ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更
 - イ 翌年度の予算及び事業計画
 - ウ その他、定款第 27 条及び第 48 条に規定する事項
- 3 臨時会は、会長が必要と認めるとき、又は理事から理事会の目的である事項を示して招集の請求があったときに、会長が招集する。
(理事会の招集)

第 11 条 会長は、理事会を開催するときは、書面をもって各理事に通知するものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。
(関係者の出席)

第 12 条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案等の内容等を説明させることができる。
(議事録)

第 13 条 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に理事会の議事の概要及び決議結果を記録させることができる。

- 2 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。
(委員会の設置)

第 14 条 定款第 33 条の規定により、理事をもって構成する次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会 委員 5 名以内
- (2) 福祉委員会 委員 5 名以内
- (3) 全員委員会 理事全員

- 2 会長は、特定の事項について専門的に調査・研究の必要があると認めるときは、特別委員会を設置することができる。
(委員会の所管)

第 15 条 各委員会の所管は、つぎのとおりとする。

【総務委員会】

- ① 本会基盤の強化に係る組織の拡充整備等に関する調査、研究及び企画に関すること
- ② 事業計画の策定に関すること
- ③ 予算及び決算に関すること
- ④ 広報に関すること
- ⑤ その他、総務委員会で審議することが適当と認めるもの

【福祉委員会】

- ① 心身障害者、母子、福祉又は低所得者等の援護に係る調査、研究及び企画に関すること

- ② 総合福祉センター、老人福祉センター及び社会福祉施設その他施設運営に関すること
- ③ 介護保険事業に関すること
- ④ 各種福祉団体及びボランティア団体等の育成支援に関すること
- ⑤ その他、福祉委員会で審議することが適当と認めるもの

【全員委員会】

- ① 総務、福祉各委員会のいずれにも属さない事項
- ② 会長が本委員会に諮問した事項

【特別委員会】

- ① 本施行細則第14条第2項に定める事項
(委員長、副委員長の選任)

第16条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会の議事を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、理事にある期間とする。
(委員会の招集)

第17条 委員会は、委員長が招集する。

(会長、常務理事の決議権)

第18条 会長は、全ての委員会に出席することができるが、決議には参加しない。

- 2 常務理事は、全ての委員会に属し、意見を述べ、及び決議に参加することができる。
(報告)

第19条 委員長は、委員会において審議した事項について会長に答申し、又は意見を具申し、若しくは理事会に報告しなければならない。

第4章 監事

(監査の実施)

第20条 定款第22条に規定する監査のうち決算に関するものは、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を会長が作成した後、速やかに実施するものとする。

- 2 監事は、監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第 21 条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、会長に提出するとともに、評議員会及び理事会で報告するものとする。

第 5 章 評議員及び役員の選任等

(評議員の選任・解任手続き)

第 22 条 会長は、評議員選任・解任委員会に対し、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案を行うに際しては、当該者が適任又は不適任と判断した理由を記した書面に当該候補者の経歴書等を添付して提出するものとする。

2 評議員候補者は、あらかじめ就任承諾書等の必要書類を会長あてに提出しなければならない。

3 会長は、評議員選任・解任委員会において選任された評議員に対し、委嘱状を交付するものとする。

(評議員の中途退任)

第 23 条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

2 前項の届出があった場合、会長は、当該評議員の解任及び後任の候補者の推薦について理事会の決議を経て速やかに評議員選任・解任委員会に提案するものとする。

(評議員の名簿)

第 24 条 会長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

(役員の選任手続き)

第 25 条 会長は、役員の任期満了直前の定時評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 会長は、選考に当たり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に申立書及び経歴書等の必要書類を徴するものとする。

3 役員候補者は、あらかじめ就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。

4 会長は、評議員会において選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。

(役員の中途退任)

第 26 条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(役員名簿)

第 27 条 会長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第 6 章 評議員及び役員の欠員補充

(欠員補充)

第 28 条 評議員及び役員の欠員補充については、本施行細則第 22 条及び第 25 条の規定を準用する。

第 7 章 評議員選任・解任委員の選任等

(評議員選任・解任委員の選任手続き)

第 29 条 理事会は、評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の任期満了直前の定時評議員会までに、次期委員を選任しておかなければならない。

2 会長は、選任に当たり、当該委員候補者の経歴等を記載した書類を作成し、理事会に提出しなければならない。

3 会長は、理事会において選任された委員に対し、委嘱状を交付するものとする。

(欠員補充)

第 30 条 委員に欠員が生じた場合は、前条の規定を準用して速やかに欠員補充を行うものとする。

第 8 章 細則の変更

第 31 条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。